

○平成二十三年経済産業省告示第五十四号（小型自動車競走法施行規則第十四条第一項第一号等の規定に基づく平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一施行者当たりの年間開催回数）

（平成二十三年三月三十一日）

（経済産業省告示第五十四号）

小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）第十四条第一項第一号、第二号及び第三号ただし書の規定に基づき、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一施行者当たりの年間開催回数を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

一 一競走場当たりの年間開催回数及び年間開催日数

競走場名	年間開催回数	年間開催日数
船橋	九回	六十九日
川口	十四回	百六日
伊勢崎	十一回	八十五日
浜松	十回	七十七日
山陽	六回	四十五日
飯塚	十一回	八十五日

二 一施行者当たりの年間開催回数

施行者名	年間開催回数
千葉県	五回
船橋市	四回

川口市	十四回
伊勢崎市	十一回
浜松市	十回
山陽小野田市	六回
飯塚市	十一回